

確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。

入場には、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行または当日配付する入場整理券が必要です。

※当日配付は、配付状況により相談受付を終了する場合があります。入場整理券の事前取得をお勧めします。

国税庁LINE公式アカウント▶



■ 2月16日(金)～3月15日(金)
9時～相談開始(8時30分～16時受付)
※土日祝日除く。ただし、2月25日(日)は開場。

場 上尾税務署

※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としています。

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード(①数字4桁②英数字6～16桁)がわかるようにしてお越してください。

※必要書類が不足する場合は、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認のうえ、お越してください。

※庁舎改修工事のため、2月下旬まで駐車場が大変狭くなっています。

ふるさと納税をされた方へ

ふるさと納税ワンストップ特例を申請している場合であっても、確定申告をする場合には、ふるさと納税を行った金額について寄附金控除として申告する必要があります。

確定申告は、スマホ・パソコンでe-Taxをご利用ください！

e-Taxでは、大変混雑する確定申告会場に出向かず、自宅からスマホ・パソコンを使用して確定申告ができます。

さらに、還付申告をe-Taxで申告した場合、書面申告と比べて早く還付されます。ぜひ、ご利用ください。

みんなあなたは、スマホ申告がおすすめです！

- ・年末調整が済んでいて、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方
- ・年末調整が済んでいない方
- ・2か所以上の給与所得がある方
- ・年金収入や副業などの雑所得がある方
- ・株式などの譲渡をされた方(特定口座をお持ちの方)

確定申告書等作成コーナー▶



スマホから、青色申告決算書や収支内訳書の作成もできます！

事業所得や不動産所得がある方の青色申告書や収支内訳書も、スマホ申告専用画面で作成できます。収入金額と各種必要経費を入力すると、所得金額が自動計算されるため、計算誤りの心配もありません。

また、作成した青色申告決算書等データを翌年に引き継ぐことで、翌年以降の減価償却費の計算など一定の項目の入力が省略できます。

さらに、消費税の確定申告に青色申告決算書等データを利用することで、決算書などの情報が引き継がれ、一定の項目が自動入力されます。

ぜひ、スマホによる青色申告決算書や収支内訳書の作成をご利用ください。

青色申告決算書・
収支内訳書の作成について▶



マイナポータル連携が便利です！

マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する必要がなくなります。さらに、給与所得の源泉徴収票なども自動入力の対象となります。

マイナポータル連携について▶



■ 確定申告などについて…国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などについて…

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク☎0570-01-5901(土日祝日・令和5年12月29日(金)～1月3日(水)除く)

令和5年中の収入がなかった方へ

令和5年中の収入が0円だった方の申告は、1月から税務課窓口で受け付けますので、お早めをお願いします。

※申告会場の日程は、『広報いな』2月号に掲載予定です。

※郵送での申告を推奨しています。令和6年度(令和5年分)住民税申告書は、町ホームページからダウンロードするか、税務課町民税係にお問い合わせください。

■ 税務課☎2152

償却資産の申告は1月31日(水)までです



☎ 税務課 2153

償却資産とは、事業を営む個人（法人）が使用している事業用資産のことです。

この償却資産は固定資産税の課税対象となるため、事業主は1月1日に所有する事業用資産の内容を、**事業を営んでいる所在地の市町村長に申告しなければなりません。**アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご確認ください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

申告を要する方▼

償却資産を町内に所有する方、または貸し付けている方

※令和6年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、申告書にその旨を記入してご提出ください。

償却資産の種類▼

- 構築物**=広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
- 機械および装置**=太陽光発電設備、受変電設備、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- 車両および運搬具**=フォークリフト、ブルドーザーなど
- 工具、器具および備品**=机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、パソコン、医療機器、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産▼

- ・耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
- ・取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
- ・家庭用に使用される資産
- ・自動車税または軽自動車税の課税対象である自動車、原動機付自転車など

償却資産に係る固定資産税 電子申告のご案内

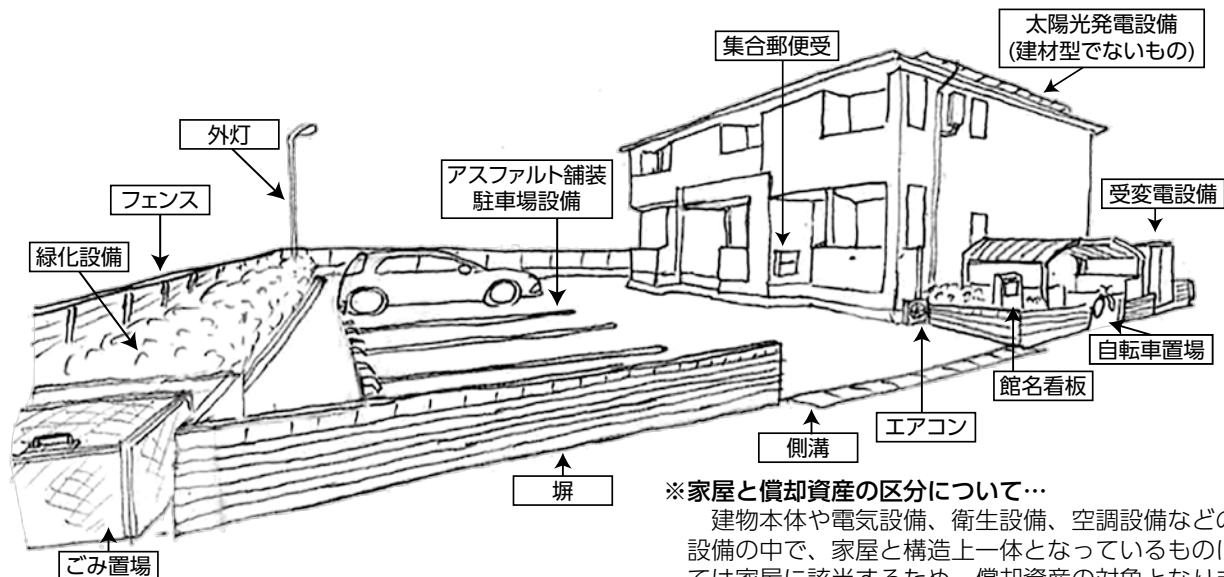


町では、インターネットを利用した電子申告システム「eLTAX」(エルタックス)で、償却資産の申告ができます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

アパート・貸駐車場を所有されている方へ

次のような資産は固定資産の課税対象となるため、償却資産の申告が必要です。

償却資産の種類	具体例
1 構築物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、外灯、緑化設備（花壇など）、フェンス、自転車置場、ごみ置場など）、屋上看板等の広告設備など
2 機械および装置	太陽光発電設備（建材型でないもの）、受変電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管など
6 工具、器具および備品	ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、サイクルラックなど



※家屋と償却資産の区分について…

建物本体や電気設備、衛生設備、空調設備などの付帯設備の中で、家屋と構造上一体となっているものについては家屋に該当するため、償却資産の対象となりません。